社会福祉法人開場市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成29年 4月 1日 鹿社協規程第 58 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会(以下「協議会」という。) の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償並びに各委員会委員等 の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいい、各委員会委員等とは、 別表1に示すものをいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等の報酬は、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。
 - (1)役員等については、原則、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に 別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超 える場合には、職員の旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。 この場合、別表1の費用弁償は行わない。
- 2 鹿嶋市の市長, 鹿嶋市の職員並びに当法人の設置経営する施設の長の職にある役員には, 前項に定める費用弁償は支給しない。
- 3 各委員会委員等が会議等に出席した時には、別表1の通り費用を弁償する。

(報酬等の算定方法)

- 第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 通勤手当については、職員の給与に関する規程第14条の規定に準ずる額
- 2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める職員の旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて 定める時期とする。
 - (1)報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、 職員の給与に関する規程第9条に準じた日とする。
- 2 報酬等は,通貨をもって本人に支給する。ただし,本人の指定する本人名義の金

融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月11日から施行し、平成29年4月1日から 適用する。
- 2 社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程 (平成16年3月23日鹿社協第6号)は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成30年5月30日から施行し、平成29年4月1日から 適用する。

別表1

費用弁償支給対象者	費用弁償の額
役員等 (理事及び監事)	□額 2,000円
評議員選任・解任委員会委員	日額 2,000円
広報委員会委員	日額 2,000円
心配ごと相談員	日額 2,000円
子どもの学習支援事業の学習指導員	日額 3,000円